

平成30年 5月 31日

行田市長

<提案者>

所在地 埼玉県行田市持田4丁目35番11

団体名 NPO法人 行田市民大学活動センター

代表者氏名 今村 武蔵

電話番号 048-553-0286

e-mail moroko8297@yahoo.co.jp

行田市市民活動やる気応援助成金事業提案書

行田市市民活動やる気応援助成金の交付を受けるための提案事業としての採択を受けたいので、下記のとおり提案します。

記

- 1 助成事業の種類（いずれか該当するほうに○）

新たな取組応援事業 ・ スタート応援事業

- 2 事業の名称 事務所新設に伴う消耗備品の購入

- 3 総事業費 金 680,880 円

- 4 助成対象額 金 150,000 円

- 5 添付書類

- (1) 新たな取組応援事業計画書（様式第2号）又はスタート応援事業計画書（様式第3号）
- (2) 事業詳細計画書（様式第4号）
- (3) 収支予算書（様式第5号）
- (4) 会員名簿（様式第6号）
- (5) 団体の定款又はこれに準ずるもの
- (6) 活動実績一覧（様式第7号）
- (7) NPO法人化に向けた取組実績が確認できる書類（スタート応援事業）
- (8) その他助成金の審査において市長が必要と認める書類

スタート応援事業事業計画書

団体名	NPO法人 行田市民大学活動センター			
代表者の役職名・氏名・会員数	フリガナ リジチョウ	フリガナ イマムラ タケゾウ	会員数 53 名	
	代表者役職名 理事長	代表者氏名 今村 武蔵		
団体所在地	〒361-0056 行田市持田4丁目35番11			事務所 代表者宅
団体連絡先	電話： なし メール： なし FAX： なし			
ホームページ	あり → なし	URL		
提案内容等の 照会先 (※代表者と同 一の場合は記 載不要)	☐ 代表者と同じ(以下記入の必要なし)			
	担当者名： 金原 二郎		(役職) 理事	
	住所： 〒360-0057 行田市城西			
	電話： 048-553-		FAX： なし	
	メール： @xug.biglobe.ne.jp			
団体の設立 年月日	(NPO法人認証年月日) 平成28年 10月 17日 (平成 28年 9月 27日)			
活動分野	主たる 分野	「行田市民大学」運営事業	その他 分野	まちづくり支援事業
団体の活動目的・目標 ※簡潔明瞭に記入 ※団体として課題に取り組む理由を簡潔明瞭に記入	行田市民及び団体に対し、まちづくり活動や文化活動 情報発信などを実施することで、行田市民大学 基本理念の一つ「学んだことを日々の暮らしや地域社会に生かすことは素晴らしいことです」を実践することを目的としている。			

事業詳細計画書

個別事業名	事業の詳細・実施方法	実施期日	実施場所
行田市民大学運営	1・2年生講座運営 H31年度カリキュラム作成（講座・講師） 卒業式、入学式主催	H30/6～H31/2 H30/11まで H31/3、H31/5	ものづくり 大学・他
広報事業	広報誌作成 パソコン講習 H31年募集ポスター作製 市民大学「テレビ年賀状」収録	年3回 H30/8 H30/11 H30/12	
まちづくり支援 事業	ゆかた着付け教室開催 行田こどもまつり参加 放課後子ども教室「北小わくわくクラブ」 運営 子ども大学支援 行田子ども大学 学園祭	H30/7 H30/10 H30/6～3 H30/7～9 H30/10	
市民大学同窓会 支援事業	ものづくり学園祭参加 合同講演会支援	H30/10 H31/1	
事務所 移転	事務局の設置・会議室の確保	H30.6～	

収 支 予 算 書

○収入の部

単位：円

科 目	予 算 額	積 算 の 根 拠	備 考
前年繰越金	327,870		
正会員会費	93,000	3,000円×31名	
賛助会員会費	25,000	1,000円×25名	
市民大学委託料	200,000	平成30年度市民大学分	
	35,000	市民大学同窓会分	
受取利息	10		
合 計	680,880		

○支出の部

単位：円

科 目	予 算 額	積 算 の 根 拠	助成対象額
支払助成金	35,000	市民大学同窓会助成金	
会議費	90,000	各部会議	
通信運搬費	30,000		
雑費	10,000		
市民大学依頼分	130,000	市民大学募集、TV年賀状 他	
水道光熱費	60,000		
地代家賃	60,000		
消耗備品費	150,000	机、椅子、書庫、コピー機 他	150,000
ホームページ管理費	70,000		
その他経費合計	40,000		
予備費	5,880		
合 計	680,880		150,000

※ 提案事業の総事業費の収支を記載してください。

※ 支出の部〔助成対象額〕欄には、科目ごとの助成対象額を記載してください。

様式第6号（第4条関係）

会 員 名 簿（団体名：NPO 法人 行田市民大学活動センター）

役職名、氏名（フリガナ）、住所は必須です。（住所は地番、方書まで記入してください。）

No	役職等	氏 名	住 所	摘 要
1	理事長	イマムラ タケソウ 今村 武蔵	行田市持田 [REDACTED]	
2	副理事長	ヨシダ アキラ 吉田 哲	行田市押上町 [REDACTED]	
3	副理事長	アベ ヒデジロウ 阿部 秀二郎	行田市長野 [REDACTED]	
4	副理事長	セキカワ クダヒコ 関川 忠彦	行田市持田 [REDACTED]	
5	理事	ワタベ マサユキ 渡部 政幸	行田市持田 [REDACTED]	
6	理事	エイジマ ヒロアキ 永島 宏章	鴻巣市吹上本町 [REDACTED]	
7	理事	キンバラ ジロウ 金原 二郎	行田市城西 [REDACTED]	
8	理事	コバヤシ ツトム 小林 務	行田市行田 [REDACTED]	
9	理事	タグチ オサム 田口 修	行田市持田 [REDACTED]	
10	理事	モギ コウゾウ 茂木 幸蔵	行田市佐間 [REDACTED]	
11	理事	ワタナベ クニオ 渡辺 国雄	行田市藤原町 [REDACTED]	
12	理事	クリハラ サブロウ 栗原 三郎	行田市門井町 [REDACTED]	
13	理事	ハマナカ トシコ 濱中 紀子	行田市埼玉 [REDACTED]	
14	理事	ナカジマ ケンイチ 中島 健一	行田市荒木 [REDACTED]	
15	理事	ヒライ ユリエ 平井 ユリ枝	行田市宮本 [REDACTED]	
16	理事	ワタナベ ミチコ 渡辺 倫子	行田市藤原町 [REDACTED]	

N o	役職等	氏 名	住 所	摘 要
1 7	理事	ハシモト アキヨシ 橋本 昭義	行田市忍 [REDACTED]	
1 8	理事	イチキ イズミ 市来 泉	行田市佐間 [REDACTED]	
1 9	理事	ミヤザキ ヨシヒサ 宮崎 叔久	行田市城西 [REDACTED]	
2 0	理事	コヅツミ トシマサ 小堤 敏正	行田市長野 [REDACTED]	
2 1		イトウ ノリアキ 伊東 憲昭	行田市持田 [REDACTED]	
2 2		フジタ タケシ 藤田 烈	行田市持田 [REDACTED]	
2 3		エイジマ タケオ 永島 健雄	行田市天満 [REDACTED]	
2 4		ウチダ ススム 内田 進	行田市斎条 [REDACTED]	
2 5		カワクボ マサシ 川久保 政司	行田市荒木 [REDACTED]	
2 6		ミズイデ ミヨ子 水出 みよ子	行田市持田 [REDACTED]	
2 7	幹事	ウチヤマ トシオ 内山 俊夫	行田市忍 [REDACTED]	
2 8	幹事	タグチ ノボル 田口 昇	行田市持田 [REDACTED]	
			正会員	28 名
			賛助会員	25 名

活 動 実 績 一 覧

期 日 (時間)	内 容	場 所	備 考
H29/5～H30/3	市民大学講座運営	もの大	
H29/7	夏祭り ゆかた着付け教室	みらい	
H29/7～8	子ども大学支援	もの大	
H29/10	子ども大学 学園祭支援		
H29/8	パソコン教室	中央公民館	
H29/10	市民大学募集ポスター、チラシ作成		
	行田子どもまつり	コミセン	
	もの大 学園祭参加		
H29/12	行田テレビ TV 年賀状 収録		
H29/11	H30 年度 講座カリキュラム作成	もの大 他	
H29/12～3	北小わくわくクラブ 運営準備	教育委員会	
H30/2	おなかいっぱいパーティ	VIVA 調理室	
H30/3	市民大学 卒業式・修了式開催	もの大	
H30/5	市民大学 入学式・始業式開催	グリーンアリーナ	

※写真やチラシ等、活動内容が分かるものがあれば添付してください。



指令利振第249号

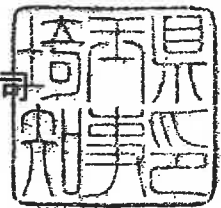
埼玉県行田市持田2丁目2番12号

今村 武蔵

平成28年7月21日に申請を受け付けた下記の特定非営利活動法人の設立については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第12条第1項の規定により、認証します。

平成28年9月27日

埼玉県知事 上田 清司



記

- 1 法人の名称
NPO法人行田市民大学活動センター
- 2 代表者の氏名
今村 武蔵
- 3 主たる事務所の所在地
埼玉県行田市栄町11番26号

履歴事項全部証明書

埼玉県行田市栄町11番26号
NPO法人行田市民大学活動センター

会社法人等番号	0300-05-018194
名 称	NPO法人行田市民大学活動センター
主たる事務所	埼玉県行田市栄町11番26号
法人成立の年月日	平成28年10月17日
目的等	目的及び事業 この法人は、行田市民及び団体に対し、まちづくり活動や、文化活動、情報発信などを行いまた市民及び団体は自ら「学んだことを日々の暮らしや地域社会に活かすことは素晴らしい」を実践し、地域の活性化に寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。 (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2) 社会教育の推進を図る活動 (3) まちづくりの推進を図る活動 (4) 観光の振興を図る活動 (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 (6) 環境の保全を図る活動 (7) 地域安全活動 (8) 子どもの健全育成を図る活動 (9) 経済活動の活性化を図る活動 (10) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 (11) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ① 「行田市民大学」運営事業 ② 「行田市民大学同窓会」支援事業 ③ まちづくり支援事業
役員に関する事項	埼玉県行田市持田二丁目2番12号 理事 今 村 武 蔵
資産の総額	金0円
登記記録に関する事項	設立 平成28年10月17日登記

NPO法人市民大学活動センター 定款の一部変更

第1章 総則

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県行田市栄町11番26号に置く。
埼玉県行田市持田4丁目35番11
に置く。

第9章 雑則

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、この法人の掲載場所に掲示するとともに、
官報に掲載して行う。

【追記】

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公示に
ついては、事務所に掲載して行う。

以上

<その他>

- ・ 役員の変更届書を通常総会終了後、埼玉県に提出いたします。

NPO法人市民大学活動センター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人行田市民大学活動センターという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県行田市栄町11番26号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、行田市民及び団体に対し、まちづくり活動や、文化活動、情報発信などを行いまた市民及び団体は自ら「学んだことを日々の暮らしや地域社会に活かすことは素晴らしい」を実践し、地域の活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 環境の保全を図る活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動
- (9) 経済活動の活性化を図る活動
- (10) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (11) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 「行田市民大学」運営事業
 - ② 「行田市民大学同窓会」支援事業
 - ③ まちづくり支援事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助の意志を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会するときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において正会員総数の3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上30人以下
- (2) 監事 1人以上3人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、3人以内のものを副理事長とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

14条 理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

- 2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 3 役員は、再任されることができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第17条 役員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(役員報酬)

第18条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人の事務を処理するため、この法人に会計、その他の職員を置くことができる。

- 2 会計、その他の職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 3 この法人の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第4章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成し、賛助会員は傍聴することができる。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) 会員の除名

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、副理事長がこれに当たる。但し、副理事長が不在の場合には、総会において出席した会員の中から選任する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の3分の2以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会における表決権等)

第28条 正会員の表決権は、平等とし1人又は1団体につき1票とする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。

4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数（書面等表決者又は表決委任者の場合にあってはその数を付記すること。）
- (4) 議長の選任に関する事項
- (5) 審議事項
- (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人が記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、第27条第3項の規定により、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 役員の職務及び報酬
- (6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 組織及び運営に関する事項
- (8) 総会に付議すべき事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等とし1理事につき1票とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面等表決者にあつてはその旨を付記すること）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人1人が記名、押印しなければならない。

第6章 部 会

(委員会)

第39条 この法人の事業を実施するため、理事会の決議により、事業ごとに部会を置くことができる。

- 2 部会の設置は運営規定に定めるところによる。
- 3 部会の構成員は、正会員及び賛助会員とする。
- 4 部会の部長、副部長及び部員は、理事長が理事会の承諾を得て委嘱する。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。
- 3 前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

47条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める事項に係る定款の変更の場合に限り、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 解散のときに存する残余財産の帰属については、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

(合併)

第49条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 雑則

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

(施行細則)

第51条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	今村 武蔵
副理事長	吉田 哲
副理事長	阿部 秀二郎
副理事長	関川 忠彦
理 事	永島 宏章
理 事	金原 二郎
理 事	栗原 三郎
理 事	小林 務
理 事	田口 修
理 事	茂木 幸蔵
理 事	渡辺 国雄
理 事	渡部 政幸
監 事	内山 俊夫
監 事	新井 俊夫

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成30年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成29年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 入会金：金3,000円 年会費：金3,000円
 - (2) 賛助会員 年会費：金1,000円

以上